

法務委員会議録 第二十九号

昭和二十九年三月二十七日(土曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鈴木 良作君 理事 佐藤 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 花村 四郎君

理事 高橋 禎一君 理事 井伊 誠一君

理事 宮三 三君 理事 林 信雄君

猪俣 浩三君 理事 木原 津與志君

木下 郁君 理事 佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

出席政府委員

法務政務次官 三浦 實之助君

検事(大官) 位野 木益雄君

房調査課長 村上 朝一君

検事(民事局長) 井本 臺吉君

検事(刑事局長) 村 教三君

委員外の出席者 専門員 小村 貞一君

専門員 小村 貞一君

三月二十六日

外国人登録事務費の全額国庫負担に
関する陳情書(大垣市議会議長上田
松治郎(第二三八七号))
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒
処分に関する法律案(内閣提出第
七〇号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第九六号)

利息制限法案(内閣提出第一〇六号)
法務行政に関する件

○小林委員長 これより会議を開きま
す。

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒
処分に関する法律案を議題といたしま
す。御質疑はありませんか。——御質
疑はなければ、これにて本案に対する
質疑は終局いたします。

この際お諮りいたします。本案はこ
れを討論に付すべきであります。討
論はこれを省略し、ただちに採決を行
いたいと存じますが、御異議はありま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小林委員長 御異議がないものと認
め、討論はこれを省略し、ただちに採
決いたします。

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒
処分に関する法律案に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔総員起立〕

○小林委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。

○小林委員長 次に下級裁判所の設立
及び管轄区域に関する法律の一部を改
正する法律案を議題といたします。御
質疑はありませんか。——御質疑がな
ければ、これにて質疑は終局いたしま
す。

これより本案に対する討論採決を行
いたいと存じますが、討論はこれを省
略するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小林委員長 御異議なければ、これ
より、討論を省略し、ただちに採決い
たします。下級裁判所の設立及び管轄
区域に関する法律の一部を改正する法
律案に賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○小林委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。

この際お諮りいたします。ただいま
議決いたしました各法律案に関する委
員会報告書の作成につきましては、委
員長に御一任願いたいと存じますが、
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小林委員長 御異議ないものと認
め、さようとりはからいます。

○小林委員長 利息制限法案を議題と
し、質疑を行います。質疑の通告があ
りますから、これを許します。佐竹晴
記君。

○佐竹(晴)委員 それでは利息制限法
の改正について若干お尋ねをいたして
みたいと考えます。まずこの法案のね
らいとするとところはどこにあるのであ
りますか。

○村上政府委員 現在行われておりま
す利息制限法は、限度を越える高利の
契約につきまして超過部分を裁判上無
効とすることによつて、現実に行われ
ております高金利につきまして、少
くともこれを裁判所に持ち出して強制
的に取立てることを許さないという意

味におきまして、経済的弱者の保護と
いう、いわゆる社会政策的立法として
の使命の一端を不十分ながら果たして
るわけであります。しかしながら一面
におきまして、戦前の貨幣価値を基礎
とした元本百円、千円という
区分が現状においては不合理なものとな
つておることは明白であります。ま
た利率も、現在の金利の情勢に照しま
して、銀行その他正規の金融機関によ
るいわゆる公認された金利さえもこの
限度に近い、あるいは中には幾らか限
度を越えているものもあるという点か
らいたしまして、すべての貸金の場
合に通ずる金利の最高限度としては不
相当ではないかと考えられるのであり
ます。かように、現状におきまして不
合理あるいは不当を欠くと認められる
点があります。ところが、この法律全体が
はなはだしく古めかしい体裁を持つて
おりますことと相まつて、とかくこの
法律による利息の制限が輕視される傾
向を生じた一つの原因となつてゐるも
のと考えられるのであります。この法
案のねらいの一つは、これらの点を是
正するところにあるのであります。他
面におきまして、現行法では利息は制
限しておりますけれども、賠償額の予
定その他違約金につきましてはほとん
ど制限がないといつてもいい状態であ
ります。第五条の規定がありますけれ
ども、これは商事には適用がないとい
うことになつておりますので、会社組
織による貸金業の場合におきましては
多くは商事債権の推定を受けず結

果、第五条の適用が排除されておしま
す。また第五条の内容自体も債務者保
護として十分でないというのでありま
す。そのために、現行法のもとにおき
ましては利息としては限度内に利率を
きめてありまして、しばしば賠償額
の予定という名をもつて、あるいは日
歩三十銭あるいは日歩五十銭というよ
うな高い金利が行われている実情であ
ります。もつとも裁判所においては、
あまり高い賠償額の予定は、公序良俗
に反するものとしてこれを無効として
おりますけれども、公序良俗というよ
うな抽象的な基準では具体的な場合に
おける裁判所の判断も区々にわたつて
おります。現に日歩二十銭を越えるも
のを公序良俗に反するものという取扱
いをした場合もあります。また日歩五
十銭の賠償額の予定を有効としていて
判決例もあるのであります。公正証書
の作成等につきましては同様な問題が
あるわけでありまして、そこで賠償額の
予定あるいは違約金等の名義による高
利率をも制限する具体的基準を設ける
必要があるということが、この法案の
もう一つのねらいでございます。しか
しながら、高金利の制限による経済的
弱者の保護と申しますか、社会政策的
な立法の機能は、この利息制限法の改
正のみによつては十分に期待できない
こととあります。別に本国会に、出資
の受入、預り金及び金利等の取締に
関する法律案が提案されて、ただいま
大蔵委員会に審議されておるわけで
あります。この法律案におきまして

は、日歩三十銭を越える高利につきま

ましてこの二つに帰着すると思いま

もあるのですが、これは一面に

とかいつたものが認められて、その範

金利による取引を押えようとしたし

は、日歩三十銭を越える高利につきま
しては、罰則をもつて臨むことにいた
してあります。従いましてこの両法案
相まちまして、一面において日歩三十
銭を越える高金利は反社会的なもの
として罰則をもつて臨み、他面におい
て、この法案で認められております十
万円以下の場合最高二割という限度内
におきましては、裁判上これを請求で
きることにはいたしました。日歩
にいたしますと、年二割は五銭五厘に
当るわけでありまして、そこまでは裁
判上の保護を与え、その限度を越えて
三十銭までの間は事実上放任される状
態になるわけでありまして、三十銭を
越える高金利につきましては処罰され
るという三段構えになるわけでありま
す。

〇佐竹(晴)委員 現在の状態において
はむしろインフレを防止するために低
金利でもって行かなければならぬ状
況であると考えますが、今度の改正案
では実際抜かれておるよりも高金利を
認めたという結果が生れております
が、それはいかでございませうか。
たとえば信用金庫等については日
歩四銭五厘、普通は日歩四銭くらい
のようでありまして、日歩四銭五厘と
いたしまして年一割六分四厘になりま
す。それが一割八分まで許されるとい
うことになる。大体信用金庫等におい
ては、私どもの聞くところによると百
万円以上のものはわずかに四割程度で
あつて、件数の九六%までは百万円未
滿の貸借である。百万円未滿が今度
一割八分というところになつております
が、現在実際に扱われておるものは四
割五厘で年一割六分四厘である、それ
が一割八分は上げられておるが、むし
ろ下げて、そうして経済的弱者を擁護
するといふならば筋が立つのでありま
すが、逆にもつと高いわくを許してお
るというところは矛盾ではないかと思ひ
ます。いかがでございませう。

〇村上政府委員 いわゆる低金利政策
は、正規の金融機関による貸金の金利
を引下げるという意味に了解いたしま
すならば、これは臨時金利調整法によ
りまして行政的にこの金利を抑える手
段が講ぜられておるわけでありませう。
現状におきましては、ただいま佐竹委
員が御指摘になりましたように、現在
千円以上年一割という利息制限法のお
くがありますにもかかわらず、正規の
金融機関でそのわくを越えておるもの

とあるのが認められて、その範
囲内において実際上の取引が行われて
参つたのであります。そういう面に対
しましては今度の日歩三十銭に下げ
ようとしたしておりますところの出
資の受入、預り金及び金利等の取締
りに関する法律は、これは相當に制限
を加えたものとなりますが、その出資
の受入、預り金及び金利等の取締りに
関する法律で罰則をつけて制約をいた
しますと、それはある程度その面を抑
えることはできるでせう。しかし今度
の利息制限法などというのには何らの
罰則もついておりませんが、ただ裁判上
無効になるというだけであるようであ
りますが、さりとて一旦払つたものは
これを返還を要求することができない
というのがたゞいまの判例のようであ
ります。一体こういう罰則もつけない
で、弱者が一旦払つたならば返還も要
求することができないといつたような
法律をつくつておいて、一体どれほど
の効果を上げることが出来るものであ
るか。ただいま申しましたように、貸
金業法では日歩五十銭を認め、質屋の
業法では一割を認め、それと今度の出
資の受入、預り金及び金利等の取締に
関する法律等で罰則をつけてそれを押
えようといひますそのことは、ある
いはたいへんな効力を生ずるものであ
りませうが、しかしそういつた非常に高
い金利の面が行われておるのを、罰則
によつてある程度制約しようといつた
ような面においては、それは法律の効
果を百パーセント發揮することができ
るかわかりませんが、罰則もつけない
で、しかもそれよりもつと下で、し
かも正規の金融機関として堂々と認め
られておるところの金融機関の、堂々
と定められておるところのそういうた

金利による取引を押えようとしたし
ても、とてもこれはできることでは
ないでなからうか。こういうたような
法律をつくることによつてどれだけの
効果を發揮し得るものであるか、また
どういふところが一体ねらいであらう
か。一旦払つたならば、その返還を請
求することもできないような法律で一
体何の効果も發揮するの。一歩進ん
でお尋ねをするならば、一体裁判上
に現れた事件が年だけあつて、そ
れによつていわけゆる経済上の弱者とい
うものがどれほど今日まで保護され
たものであらうか。さらに進んでまた考
えるならば、もし経済的弱者なるもの
が法律上の手段に訴えて、払わない、
無効にするといつたようなことになる
ならば、おそらくそういう人々には次
からは何人も——いわゆる高利貸は貸
さぬであらう、その結果それらの人々
は逆になつたか最後に行き詰まつてしま
うではなからうかといつたようなこと
も考えられるのでありますが、いろいろ
と錯綜いたしましたこれらの關係に
ついて、当局はどのようなお考えを持
つておられるのであらうか。

〇村上政府委員 罰則もつかないこの
法案でどれだけの効果が期待されるか
というお尋ねでございしますが、理想と
いたしましては、単一の限度を定めま
して、その限度内のもは適法のもの
としてすべて裁判上保護される、その
限度を越えるものは違法なものとし
て、裁判上保護を受けないのみなら
ず、罰則をもつて臨まれるといふこと
が、あるいは理想であるかと考えるの
であります。債務者を保護するため
に、少くとも、裁判上国家機関の力を
かりて強制的に取立てるといふこと

〇佐竹(晴)委員 そうすると、一番の
ねらいは賠償額の予定というものを具
体化すること、それから商事の取引に
ついては、この法律の適用を除外する
ことになつておつたものを、商事にも
適用することにしたのと、それから公
正証書をつくるのにぐあいが悪かつた
のを一定の限度を定めて、その範囲内
で公正証書を自由につくり得るよう
にする、そうしてそのわくを少々広げ
たという点が主たるねらいであると思
ひます。

〇村上政府委員 大体そういうことで
ございしますが、第一のねらいは、先
ほど申し上げましたように、現行法第二
条の利息の制限を現在の経済事情に適
応するように改めるという点でありま
す。それと、ただいまおつしやいまし
たような違約金あるいは賠償額の予定
というようなものについての具体的基
準を設けるといふように、大別いたし

〇佐竹(晴)委員 私は今までの実際の
やり方に多大の疑問を持つて来たので
あります。ただいま民事局長のお話に
もございします通り、判例等では日歩
三十銭が公序良俗に反するものとして
裁判上無効だといつたような裁判も出
ておるようであります。貸金業法の
第三条第二項の三によります大蔵大臣
の定めた業務方法書を作成し届出を
いたしますと、これによつて法の根拠の
あるところの五十銭というものが認め
られておる。しこうしてさらに質屋業
法について見るならば、月一割を見て
いるわけでありませう。かように法令上
の根拠があつて日歩五十銭とか月一割

とあるのが認められて、その範
囲内において実際上の取引が行われて
参つたのであります。そういう面に対
しましては今度の日歩三十銭に下げ
ようとしたしておりますところの出
資の受入、預り金及び金利等の取締
りに関する法律は、これは相當に制限
を加えたものとなりますが、その出資
の受入、預り金及び金利等の取締りに
関する法律で罰則をつけて制約をいた
しますと、それはある程度その面を抑
えることはできるでせう。しかし今度
の利息制限法などというのには何らの
罰則もついておりませんが、ただ裁判上
無効になるというだけであるようであ
りますが、さりとて一旦払つたものは
これを返還を要求することができない
というのがたゞいまの判例のようであ
ります。一体こういう罰則もつけない
で、弱者が一旦払つたならば返還も要
求することができないといつたような
法律をつくつておいて、一体どれほど
の効果を上げることが出来るものであ
るか。ただいま申しましたように、貸
金業法では日歩五十銭を認め、質屋の
業法では一割を認め、それと今度の出
資の受入、預り金及び金利等の取締に
関する法律等で罰則をつけてそれを押
えようといひますそのことは、ある
いはたいへんな効力を生ずるものであ
りませうが、しかしそういつた非常に高
い金利の面が行われておるのを、罰則
によつてある程度制約しようといつた
ような面においては、それは法律の効
果を百パーセント發揮することができ
るかわかりませんが、罰則もつけない
で、しかもそれよりもつと下で、し
かも正規の金融機関として堂々と認め
られておるところの金融機関の、堂々
と定められておるところのそういうた

金利による取引を押えようとしたし
ても、とてもこれはできることでは
ないでなからうか。こういうたような
法律をつくることによつてどれだけの
効果を發揮し得るものであるか、また
どういふところが一体ねらいであらう
か。一旦払つたならば、その返還を請
求することもできないような法律で一
体何の効果も發揮するの。一歩進ん
でお尋ねをするならば、一体裁判上
に現れた事件が年だけあつて、そ
れによつていわけゆる経済上の弱者とい
うものがどれほど今日まで保護され
たものであらうか。さらに進んでまた考
えるならば、もし経済的弱者なるもの
が法律上の手段に訴えて、払わない、
無効にするといつたようなことになる
ならば、おそらくそういう人々には次
からは何人も——いわゆる高利貸は貸
さぬであらう、その結果それらの人々
は逆になつたか最後に行き詰まつてしま
うではなからうかといつたようなこと
も考えられるのでありますが、いろいろ
と錯綜いたしましたこれらの關係に
ついて、当局はどのようなお考えを持
つておられるのであらうか。

〇村上政府委員 罰則もつかないこの
法案でどれだけの効果が期待されるか
というお尋ねでございしますが、理想と
いたしましては、単一の限度を定めま
して、その限度内のもは適法のもの
としてすべて裁判上保護される、その
限度を越えるものは違法なものとし
て、裁判上保護を受けないのみなら
ず、罰則をもつて臨まれるといふこと
が、あるいは理想であるかと考えるの
であります。債務者を保護するため
に、少くとも、裁判上国家機関の力を
かりて強制的に取立てるといふこと

〇佐竹(晴)委員 そうすると、一番の
ねらいは賠償額の予定というものを具
体化すること、それから商事の取引に
ついては、この法律の適用を除外する
ことになつておつたものを、商事にも
適用することにしたのと、それから公
正証書をつくるのにぐあいが悪かつた
のを一定の限度を定めて、その範囲内
で公正証書を自由につくり得るよう
にする、そうしてそのわくを少々広げ
たという点が主たるねらいであると思
ひます。

〇村上政府委員 大体そういうことで
ございしますが、第一のねらいは、先
ほど申し上げましたように、現行法第二
条の利息の制限を現在の経済事情に適
応するように改めるという点でありま
す。それと、ただいまおつしやいまし
たような違約金あるいは賠償額の予定
というようなものについての具体的基
準を設けるといふように、大別いたし

〇佐竹(晴)委員 私は今までの実際の
やり方に多大の疑問を持つて来たので
あります。ただいま民事局長のお話に
もございします通り、判例等では日歩
三十銭が公序良俗に反するものとして
裁判上無効だといつたような裁判も出
ておるようであります。貸金業法の
第三条第二項の三によります大蔵大臣
の定めた業務方法書を作成し届出を
いたしますと、これによつて法の根拠の
あるところの五十銭というものが認め
られておる。しこうしてさらに質屋業
法について見るならば、月一割を見て
いるわけでありませう。かように法令上
の根拠があつて日歩五十銭とか月一割

とあるのが認められて、その範
囲内において実際上の取引が行われて
参つたのであります。そういう面に対
しましては今度の日歩三十銭に下げ
ようとしたしておりますところの出
資の受入、預り金及び金利等の取締
りに関する法律は、これは相當に制限
を加えたものとなりますが、その出資
の受入、預り金及び金利等の取締りに
関する法律で罰則をつけて制約をいた
しますと、それはある程度その面を抑
えることはできるでせう。しかし今度
の利息制限法などというのには何らの
罰則もついておりませんが、ただ裁判上
無効になるというだけであるようであ
りますが、さりとて一旦払つたものは
これを返還を要求することができない
というのがたゞいまの判例のようであ
ります。一体こういう罰則もつけない
で、弱者が一旦払つたならば返還も要
求することができないといつたような
法律をつくつておいて、一体どれほど
の効果を上げることが出来るものであ
るか。ただいま申しましたように、貸
金業法では日歩五十銭を認め、質屋の
業法では一割を認め、それと今度の出
資の受入、預り金及び金利等の取締に
関する法律等で罰則をつけてそれを押
えようといひますそのことは、ある
いはたいへんな効力を生ずるものであ
りませうが、しかしそういつた非常に高
い金利の面が行われておるのを、罰則
によつてある程度制約しようといつた
ような面においては、それは法律の効
果を百パーセント發揮することができ
るかわかりませんが、罰則もつけない
で、しかもそれよりもつと下で、し
かも正規の金融機関として堂々と認め
られておるところの金融機関の、堂々
と定められておるところのそういうた

金利による取引を押えようとしたし
ても、とてもこれはできることでは
ないでなからうか。こういうたような
法律をつくることによつてどれだけの
効果を發揮し得るものであるか、また
どういふところが一体ねらいであらう
か。一旦払つたならば、その返還を請
求することもできないような法律で一
体何の効果も發揮するの。一歩進ん
でお尋ねをするならば、一体裁判上
に現れた事件が年だけあつて、そ
れによつていわけゆる経済上の弱者とい
うものがどれほど今日まで保護され
たものであらうか。さらに進んでまた考
えるならば、もし経済的弱者なるもの
が法律上の手段に訴えて、払わない、
無効にするといつたようなことになる
ならば、おそらくそういう人々には次
からは何人も——いわゆる高利貸は貸
さぬであらう、その結果それらの人々
は逆になつたか最後に行き詰まつてしま
うではなからうかといつたようなこと
も考えられるのでありますが、いろいろ
と錯綜いたしましたこれらの關係に
ついて、当局はどのようなお考えを持
つておられるのであらうか。

〇村上政府委員 罰則もつかないこの
法案でどれだけの効果が期待されるか
というお尋ねでございしますが、理想と
いたしましては、単一の限度を定めま
して、その限度内のもは適法のもの
としてすべて裁判上保護される、その
限度を越えるものは違法なものとし
て、裁判上保護を受けないのみなら
ず、罰則をもつて臨まれるといふこと
が、あるいは理想であるかと考えるの
であります。債務者を保護するため
に、少くとも、裁判上国家機関の力を
かりて強制的に取立てるといふこと

拒否すべき線と現実に行われており、す金利とあまりにもかけ離れている現状におきましては、一方において国家機関の力をかりて強制的に取立て得る限度というものを考え、また罰則をもつて臨むべき限度というものを別に線を引きまして、三段構えとなることも、あるいはやむを得ないのではないかと考えた次第であります。

なお任意に支払ったものの返還の請求ができないという点でございますが、これも債務者保護の立場を徹底いたしますならば、すべて返還の請求ができるということまで行くのが理想であろうかと思ひますけれども、そういうことになりましたと、一面において債務者の金融を根柢するおそれがあるのではないかと、これも考えられまして、現在の利息制限法の解釈として長い間認められております裁判上強制的に取立てることはできないが、任意に支払った場合は返還の請求ができないというところあたりが、少くとも現状に即して考えますならば、妥当ではないか、かように考えた次第であります。

○佐竹(晴)委員 あとで待つてございませうが、実際の裁判になつて出て来るものはどれだけのものか。それで実際の経済上の弱者というものが、裁判上の法律を利用することによつてどれだけの助かつて来たかということ、現実の裁判上の統計によつて私は知りたいと思ひますので、あとで資料として提出をお願いしたいと思ひます。

この際さらに承つておきたいのであります。臨時金利調整法による正常な金融機関の金利というのは、日銀

の政策委員会できめられて、当座の最高が日歩二銭七厘になつておるよう出ております。これは大蔵大臣告示となつて今日実際に扱われておるところの金融機関におきましては、必ずしもこういつた低いものではございません。たとへば信用協同組合のごときは、最高年一割八分二厘、水産業協同組合は一割九分五厘、農業協同組合等も一割九分五厘といふところになつております。それでこれらのものはそのほとんど大部分が百万円未満のものでありますので、最高一割八分といふことになりました。そうすると、信用協同組合もこの利息制限法の制限を越えるということになり、水産業協同組合、農業協同組合ももちろん越えるということになります。こういつたような合法的機関の合法的融資を認めながら、一面この法をもつてその制限を越えるものであるといふふうにいいたしますことは、これは国民が法にすがり、法にたよろうとすることに對して、たいへんな危惧の念を持たざるを得ないと思ひます。先ほど申し上げましたように、もし徹底的に低金利でやると言われるならば、それでひとつ押し通されたらよろしい、今度わくを上げるといふことになるならば、信用協同組合あるいは水産業協同組合、農業協同組合もその線まで上げて、これらの合法的金融機関の実際の取引をこの法律の範囲内において保護してやるといふことになぜならなかつたのであるか、こういつたはみ出た分をも違法視いたしまして、裁判上無効とするといふことになさうした根柢はどこにあるでございませうか。

○村上政府委員 一部の金融機関の金利が現在すでに利息制限法の制限を越えておりますことは、先ほど申し上げました通りであります。これを全部カバーするやうになつていくと、利息制限法の限度を広げることになります。これは金融行政を担当しております大蔵省とも協議いたした結果、この新しい利息制限法案のわくであれば、少くともこのわく内に正規の金融機関の金利を抑えて行く方針であるといふことでありますので、一部にこれを越えるものが現在ありますけれども、この限度にとどめた次第でございませう。

○佐竹(晴)委員 私はただいまの御答弁ではどうも理解いたしかねるのであります。この法案を検討いたしておりますとき非常にいろいろ矛盾を感じます。従いまして、私の質問自体もまた矛盾した質問になるかと思ひますが、これは法案自体に含まれている矛盾性が質問者をしておのずから矛盾した質問を發せざるを得ない状態にあることをもお認め願ひなければならぬと存じます。

私がさらにお尋ねしたいのは、前の法律では、いわゆる償金、罰金、違約金、料料その他いかなる名義をもつてするを問はず、こういつたものは「損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不当ナリト思量スルトキハ之レニ相当ノ減少ヲ為スコトヲ得」という規定になつております。今度の基本的規定は、これは第四条である程度の額は制約はされておりますけれども、基本的問題は、違約金の約束をしたときには損害賠償の予定と推定するといふことに相

なつておるのであります。この条文の表わし方は、結局結果においては同一でございませうか、またたいへんな差異を来しますか、どうでございませうか。

○村上政府委員 この違約金を賠償金の予定とみなしております点は、現行法の第五条と同一のことになるのであります。現行法におきましては、これが裁判上問題になつたときに裁判官の裁量によつて減額できるというのに反しまして、この改正案におきましては、当然限度が第一条の利息の二倍以内ということに押えられております。これは実際上の差異から申しますと、たとえば支払ひ命令を申請するところの場合におきまして、これは訴訟で争われる前に、あらかじめ債務命令をつくるときに第四条の制限内に押えられるわけでありまして、争ひになつてから減額を受けるといふよりは、債務者の方に適しているのではないかと、かように考えるわけでありませう。また実際の運用の面から申しますと、貸金業者、それはほとんど全部と申してもいいぐらゐに大部分のものは会社組織その他の形式をとりまして、商事債権といふことで第五条の適用をまぬがれておるのであります。その結果日歩五十銭というやうな高い金利が賠償額の予定の名のもとに横行しておるといふのが実情であります。でありますから、この現行法第五条を改正案の第四条のように改めることによりまして、実際の運用上相当債務者の方に効果を期待し得るのではないかと、かように考へておる次第であります。

○佐竹(晴)委員 立法上筋を通すといふことならば、違約金の約定は損害賠償の予定とみなすといふことになるならば、これはどこまでも損害賠償である、損害賠償の額をここに決定するとはよほど困難であるから、違約金の契約をすれば、その契約をもつて損害賠償の額を予定いたしましたときは、それをもつて損害賠償の額とする、こゝういふことです。損害賠償といふものは私が申し上げるまでもなく、實際上に生じた損害を償ふという意味であります。損害賠償の原則をこちらへ確立しておきながら、他面においてその賠償額の元本に對する割合が規定せられた率の二倍以上を越えることができぬなどという規定を設けることは、それ自体非常な矛盾ではないかと思ひます。この規定は単なる貸金業者あるいは金融業者あるいは特別の關係の人を取締るやういふのみでございせん。一般のたとへば個人と個人との友人關係の消費貸借等についてもこの規定が適用されます。そこで私がたとへば金がほしい、友人のところにへ行つたが、友人の申ししますのに、今月一ぱいは遊んでゐる金がある、しかし来月になれば、ぼくが手付を入れておる土地家屋を賣おうとしておるが、来月になつたらその代金を支払わなければいけない、もし支払わなかつたならば、これはたいへんなことに賠償を支払わなければならぬ、それまでにあなただは確実に返済ができますか、こゝう念を押されますので、私は大丈夫だ、間違ひがない、必ずそれまでにお払いをするから、万が一お払いができぬときには、それでは十萬円の賠償金を払つてもよろしい、こゝう言つて約束して金を借りて来たといひます。とこ

るが期目になつても私が返さない。ところがちやんと私を信頼し、そうして私と確約をいたしまして、その賠償の予定を信じて、これなら大丈夫と思つて貸してくれた、ところが私が裏切つた、ところがこれを今度訴えたならば、そういつたことは無効だ、ここに定めておるところの第四条の第一項の金利の二倍以上はとらない、こういうことになるならば、そも／＼損害賠償の違約金の予定というものは、損害賠償の額をそこに確定したものであるとして有効なものと思はなければならぬ、その損害賠償という基本的觀念を、打ち砕いてしまふものではないか。私は少くとも損害賠償の予定とここに名乗る以上は、これに対して金利の二倍でもつて、それ以上はいかに現実的に損害が生じようとも一切それは請求ならぬというようなことは、これは法律上、立法上非常な矛盾ではないかと思つてございすが、いかがでありますか。

○村上政府委員 いわゆる違約金と言われまふものうちに、損害賠償額の予定に当るものと、ただいま佐竹委員が御指摘になりましたような違約金に当るものと、大別してこの二種類のものがあるかと思つてあります。民法におきましては、違約金は賠償額の予定と推定するという事になつております。この法案におきましては、違約金はこれを前二項の適用については賠償額の予定とみなすといはしめたのは、もしこの民法の規定のままにいたしておきますと、あるいは実質損害がある場合には、損害額だけ請求ができるというような措置を考へるといふたしすならば、この利息の制限をく

ぐる目的をもつて、違約金という名目のもとに不当なる高利をむさばられる可能性が非常に多いのでありまして、貸金業者以外の当事者間の消費貸借についてもこの法案が適用になります結果、あるいはたゞいま佐竹委員の御指摘になりましたような事案も出て来るかと思ひますけれども、一般的に申し上げて、かような高金利をつけまふところは貸金業者が多いわけでありまして、貸金業者と債務者の關係を調整いたしますためには、この原案にある程度の違約金なり賠償額の予定というものを認めることが相当ではないか、かように考えた次第でございすが、

○佐竹(晴)委員 私は何としても筋が通らぬと思ふ。損害賠償の予定といはしました以上は、これは損害賠償の觀念です。損害の賠償は現実生ぜざる損害を補ふということでありまして、そうすれば現行法の第五条の「裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不當ナリト思量スルトキハ之レニ相当ノ減少ヲ為スコトヲ得」といふのは、これは筋が通つております。けれども、現実の損害がどうあるともおかしなことに、これくらいのものでしかとられぬ、請求できない、それ以上のものは無効であるということならば、これはもう損害賠償などとはおつしやらない方がよいであらう。損害賠償の予定であるといふ以上は、これはやはり損害賠償とあるところの素質を持つておるし、またこれを貫いて行かなければならぬと思ひます。むしろ現行法の方が筋が通つておるではないか。それだ、たゞいま民事局長の御説明で、貸金業者の不当なる違約金名義により金利相当のものをとらうとす

る、その不当なる取引を抑えようとするにあるといふことであるといはします。するならば、今度の出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律というものが出て参りまして、この法律によつて貸金業法が廃止されることになりまふから、そこで本来ならば民事局長の今憂へられておるところのものは貸金業法において規定すべきものである。そしてその貸金業法は今度の出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律を施行することによつて廃止する点になりまふので、その御心配のような点は、今度の出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律に規定されるべきものではなからうか。

○村上政府委員 損害賠償という以上は、一切の損害を基準とすべきであるといふ点であります。なるほど現行法の第五条はそういう趣旨にできておるわけでありまふ。しかしその後でございした民法の四百九十九条におきましては、おおよそ金銭債務の不履行による損害賠償につきましては、損害額の立証、あるいは故意過失の立証等がきつて困難であるといふところから、金銭債務の不履行による損害賠償は、法定利率によつて賠償額が定められておる。もし約定利率が定められておる場合は、約定利率によつて賠償額が定められておる。一方におきまして、債務者は不可抗力をもつて抗弁と

することができない、債務者の故意過失、債務者の責に帰すべき事由があるかどうかを問はずに、一律に損害賠償の責任及びその額を定めておるわけでありまふ。金銭債務につきましては、實際受けた損害の額を基準とすべきであるといふことは、理論としては正しいと思ひますけれども、實際上の便宜から申しますと、必ずしも当事者双方の立場を公平に処理するゆゑんではないといふふうに考えたわけでありまふ。

○佐竹(晴)委員 ただいまのその御説の民法でございすが、民法には損害賠償の予定と推定するのとあつて、推定でありまふから、もしも實際生じたところの損害は、立証が困難である場合にはその推定された額であるが、立証のできる場合においては實際上の損害の額による。これであつてこそ初めて筋が通るのです。ところがいきなりみなしてしまつて、そうして今度の法律のようにちやんと一定の額でございましてしまつて、動きのとれないやうなことになるならば、實際上生ずるところの損害賠償という性質が、これはなくなつてしまふではないか。と同時に、たゞいまお尋ねいたしましたそのういふようなことについては、この貸金業者の不当な行為を取締るといふのにあるといはしますならば、今度の出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律中に適當にあらばいふことによつて目的を達し得るものではないか。この利息制限法中にそういう規定を設けることは矛盾ではないかといふ点、今一度お尋ねいたします。

○村上政府委員 先ほど貸金業者の例をもつて御説明申し上げましたが、こ

のたゞのこの法律案は、貸金業者だけを対象とする趣旨ではございません。また一面におきましては損害賠償額の予定であるいは違約金の私法上の効力に関することとございします。罰則を中心とした出資の受入れ等に関する法律案中に規定いたしますより、利息制限法に規定する方が適當であらう、かように考えた次第であります。

○佐竹(晴)委員 承つておりまして、どうも納得の行きかねる点が多いのであります。一体金利政策というものの対して法務当局はどうお考えになるのか。つまり金利政策の總論的説明と申しますか、金利体系に関するはつきりした説明を——これは元の何でございまして各協同組合その他に關するわくを、一面においてはわく内に持つて行つてゐるが、今度はわく外にはみ出るものもあるし、その他貸金業者、一般の個人間における貸借等についても、いわゆる金利政策というものの對する法務当局のいたしましての筋の立つた一貫したところの考え方というものはないではないかという氣持がしてなりません。先ほどの説明を承つてゐるうちにそういう氣持が非常に濃厚にならざるを得ないのであります。私は法務当局の持つてゐるところの金利政策の總論的説明、金利体系に關するところの十分なる説明をいただきたいと思ひます。

○村上政府委員 金利はできるだけ低いことが望ましいのは申すまでもないこととございしますが、一面におきまして経済界の事情に沿わないような立法をもつてこれを引下げるといふことは、かえつてその目的を達し得られない

いことになるのでありまして、この法案を立案いたしました趣旨は、先ほども申し上げましたように、ある限度までは裁判上保護を与えて、その限度を越える金利につきましては裁判上の保護を与えない、極端なものについては罰則をもつて臨むということが現情に適すると思つたわけでありまして、一方金融機関による金利政策ですが、これは金融行政を担当しております大蔵省の方で考へておりますことと、別の機会に大蔵省当局から御説明申し上げるのがあると思つたわけでありまして、私もいたしましては、正規の金融機関による金利が、この利息制限法のおくを越えることは好ましくなく、かように考へておるわけでありまして、その点につきましては、大蔵省事務当局も私もともつたく同意見だつたのであります。

○佐竹晴委員 私には金利政策に關します一貫した総合的説明を御要望いたしました、その程度では遺憾ながら納得ができません、他日また適當な機会に、いさし掘り下げてお尋ねをすることにいたします。

私はさらにこの際聞いておきたいと考へますことは、こういったような法律で、経済的関係にまであまり深く入り込んで来ることはよくはないではないか、つまりこの利息制限法などというものは、一種の金利道德といふべきか、一つの基準を示したにすぎないものであつて、罰則が別にあるのでなし、ひとつこの辺でいう金利道德の基準を定めたといつていい程度のものでないか、かように思ふのであります。さらに進んで経済関係にまで立ち入つて来るということは、いかがなものので

ございましょう。ことに商法施行法の適用を排除いたしますことなどについては、よほど考へなければならぬ事態が起つて来はしないか、實際上行つておる今日の金融状態というものは、正規の公立の銀行あるいは市中銀行、その他のいろいろな庶民金融機関、あるいは高利貸しあるいは個人間の貸借等、複雑多岐にわたるところのいろいろな経済関係が幅を占めております。それを、こゝいつたような一片の簡単な法律でもつて経済関係にまで立ち入つてこれを押さへようとするか、ときは、その及ぼす影響は知るべからざるものが出て来るのではないかと。従つて、金利道德の基準を示すといつた程度のものならばいいかも知れませんが、あまり立ち入つて参るということになると、これは非常に重大なる結果を生ずるのではなからうか、ことに商法施行法の適用をこの際排除するといふようなことは、實際の現実の面においていろいろな経済的利害関係が出て参りますので、相當御考慮いただくべき性質のものではなからうかと思ふのでありますが、いかがでございましょう。

○村上政府委員 利息につきまして司法上どういふ立法政策をもつて臨むかという点につきましては、いろいろ考へ方があるわけでありまして、まず第一には、この利息の契約をまつた当事者の任意にまかせまして、極端な暴利を刑事上の制裁によつて防止するという方法であります。第二の方法といたしましては、利息制限法によりまして、制限利率を定めることをやめまして、裁判所において具体的な事件ごとに、たとえば債務者の窮乏無知に

乗じた高利契約を無効とする、あるいは、さらに一定限度以上のものについて刑事上の制裁を併用するというように、個々のケースごとに具体的な判断によつて債務者の救済をするという考へ方でありまして、第三の方法は、司法上もある限度を設けて、この限度を越えたものについてはこれを無効とし、あるいは裁判上の保護を与えないものとする、こゝによつて債務者保護の機能を充たせる、この三つの方法が考へられるのであります。この改正案は、現行法のとつております第三のやり方をそのまま踏襲いたしました、時勢に沿わないと思はれる点を是正するといふにとどめたのであります。第一の全然当事者の自由にかかせる、あるいは次に申しました具体的な事件ごと裁判所の判断によつて救済をするといふやり方、これは外国にも例があるやうであります、少くとも我が国の現状におきまして、これでは現に横行しております非常に法外な金利がそのまま裁判上も保護されるやうな結果を招来するおそれがないか、債務者が広訴して、これを裁判によつて減額するといふやり方では、少くとも現状に比較して債務者の保護に不適当じやないか、かように考へまして、この第一、第二の方法をとることをやめまして、従前の利息制限法のやり方を踏襲したわけでありまして。

○佐竹晴委員 大分長くなりましたが、もう一点だけお尋ねいたしました本日私の質問は打切ることになります。冒頭の民事局長のお話によれば、経済的弱者保護のための規定をここに設けようというにあるというのが、今回

の法律制定の御趣旨であるやうであります。ところが、経済関係についてあまり深入りをしていろいろ干渉することになりますと、かえつてとんでもないいろいろな事態が生れて、経済的弱者がそのためにいかに困窮することの甚だしいやうな状態に陥ることがないとも限らぬと思ひます。たとえばここに日かせぎをいたしております者が、非常に困つておる、ところが一日一割だとか月一割だとかいつたやうな高利を借りて来る、借りて来て、その金で何か青果物を買ひ、魚を買ひ、それを売ればたちまちにして何倍にもなつて返つて来る、あるいは料理屋をやつて、たちまちにして何倍、何十倍の利益になつて返つて来る、いわゆる高利貸しなんかを利用して生活をするやうな非常に高利金を借りて生活をするやうな事象をお見舞ひしております。従ひまして、それらの人々が、もしこゝに制限によつて強制的に返済を受けるということになると、今度は貸金業者の方においても、借りた方がたいへんもうかつてゐるのに、おれの方では一向もうからぬ、そんなばか／＼しいことはないといつたやうなことで、貸さないやうになる。あるいはそれらの人々に貸すにについてはたいがい無担保でございまして、それでとれなかつたらそれつきりでございまして、いわゆる損害の率というものが非常に多いのでありまして、貸したものが全部回収されるならば非常に低い金利でもよろしいでございまして、大きな銀行のように、確実な担保をとつてきち／＼回収ができるならば、それはいいかも知れませんが、多くはそういう人々に貸すについては無担保で、金が返つて来るやら返つて来な

いやらわらないやうな非常に危険を伴うところの貸金をいたします。またそういう借主は、どれほど高くてもその金を借りなければその日生きて行かない、たちまち死ななければならぬといつたやうな人が、多くそういう金を利用するのであります。そういう押えて経済関係に深入りいたしますやうなことは、ときにはこれらの緊急避難的な、正当防衛的な、どれだけ高い金でも利用しなければ立つて行けない、生きて行かれないやうな人々に対して非常な打撃を与えるといつたやうな結果をも、私はある程度考へなければならぬと思ひますが、その辺に對しましては、民事局長何かお考へになつたでございましょうか。

○村上政府委員 この改正案は利息の制限を現行法よりもきびしくするといふ趣旨ではないのであります。ただいま佐竹委員のお述べになりましたやうな場合もあると存じますけれども、現行法のもとにおきまして、裁判所に訴えて強制執行して取立てるといふやうなことでなければ、相當な高利で引合ふ場合には、その高利をとることは何ら制限されておらぬのであります。現行法の利息の制限をその意味におきましては緩和いたしておりますこの改正案のもとにおきまして、現在以上に不都合を生ずるといふことは考へ得なかつたのであります。

○佐竹晴委員 私の申し上げ方がまづかつたかも知れませんが、経済関係にあまり深入りしないやうにしたい方がいひのじやないかという観点に立つて、お尋ねをいたしたのであります。それも今回の改正案において一番重大

な関係を持つておるものは、「商法施行法の一部を次のように改正する。第九十五条から第九十七条までを次のように改める。第九十五条乃至第九十七条削除」というこの改正であります。先ほど局長も申しておられた通り、多く貸金業者は商社会をつくつてゐるが、商社会にはこの規定の適用がなかつたのが、今度はそれを縛ろうという。そこでだいたい私が申し上げておつたように、何が何でも金がなければその日生きて行かれないといつたような人々は、その商行為に当るところの商社会ないし貸金業者から金を借りる場合が一番多いのであります。個人の友人関係における貸借などといつたようなものでは、とてもそういったようなものはまかない切れませんので、多く高利貸を利用してそういう取引が行われておる。そうするとそれらの人々は、たがいこの違約金の面においても、もし不履行になつたときにはたいへん高い金額の違約金をとるという契約をいたします。ところが今度は金利の額二倍にこれを制限いたしました。つまりこの第四條の金利の二倍に相当する額を越えた分は全部無効とするといつたようなことになつたならば、そしてこれが勵行されるといふことになると、これはもうおそれる。そういう貸金業者は貸さない。また借りる人も、利用しようといひまして貸しても貸してくれないで困り、また貸金業者も、貸して訴えられて、この規定で一切二倍以上のものは無効であるといふたようなことになると、これはもうこんなに危険を冒して貸すばかりはないといつたことになつて、非常に苦しんでおる階級に対して重大なる打撃を与

えるような結果になりはしないかといふのでございます。

○村上政府委員 商法施行法の第九十五条は、御承知のように「利息制限法第五條ノ規定ハ商事ニハ之ヲ適用セス」といつておるのであります。五

條以外の条文、第一條ないし第二條は商事にも現に適用されておるわけでございます。商人が非常に高い利息を支払つても十分利益のある場合、高い利息の約束をいたしましたときに、現行法のもとにおきましては、その場合すら年一割の利率で押えられてゐるのでございます。従ひまして現行法をもつて利息の制限がありますことが、商取引に現在以上に障害を來すといふことは考えられないと思ひます。また違約金につきまして、現行法の第五條に當る規定を商事にも適用することになります。理由は先ほど申し上げた通りであります。佐竹委員の今御引用になりましたような事案であります。ならば、おそらく利息そのものが高いのでありまして、賠償の額の予定だけについて商事にこれを自由としなければならぬといふ事案はあまり考えられないのじやないか、かように考えられま

す。

○佐竹(晴)委員 繰返して恐れ入りますがもう一点。高利貸はたいがい金利の高いといふのもそれでありまして、實際は違約金の問題なんです。そして折返しにとるとか、違約金をするべからうに高い違約金をとる。それで恐ろをなして、それがためにきちん／＼と返す、これがそういう方面におけるいわゆる金利道徳です。相当多額の違約金とれることによつて、その社会に

おいては金利道徳が保たれておつた。ところが今度商法施行法第九十七条を削除するといふことになつてこの規定を排除するといふことになりまして、ここに商事についてもすべての取引と同様に一般原則によつて取締りをするといふことになると、そういう経済関係者に重大なる影響を及ぼして、それらの面からたいへんなできごとが起るのではないかと。私はあまり経済関係に深く立ち入りしない、ある程度金利道徳を確立する程度においておいた方がよいのではなからうか、私はその面を言つてございしますから、ひとつその面について、もし御意見があるならば承りたい。

○村上政府委員 私法上の利息の制限というようなことは、あまり取引、ことに商事の取引関係などに深入りしない方がよいといふお考えは、実は私も先ほど申し上げましたように、いづつそこの立法をやめてしまつて、個々の事案について、極端に不当なものだけを裁判所の判断によつて無効とするといふのがよいのではないかといふことを、実は長い間案を考へて來たのであります。しかしながら、主としてこれは金融業者を念頭に置いて考へたのでありますけれども、従来の金融取引といふものの実情から見まして、これを現時的に放任してしまふ、窮迫の無知に乗じた高利契約だけを裁判所の判断によりまして、具體的な事案ごとに無効とするという措置では、現在以上に高利が横行するおそれがあるのではないかと、いふに考へまして、現行法のとつております政策を踏襲したわけでありまして、ただ違約金の点につきましては、個々に事案に當つて行きま

すと、あるいはかような一律の制限では當を得ないといふ場合もあるかと存じますけれども、さらばといつて、これを全然商事には違約金の定めは自由にするといふところまで踏み切りがつかないわけでありまして。

○小林委員 長、それでは法務行政に關する件について、調査を進めます。発言の通告がありますから、これを許します。猪俣三君。

○猪俣委員 犬養大臣にお尋ねする第一點は、実は一週間ぐらい前に、犬養大臣が辭表を出されたといふもつぱらうなことが出たわけでありまして。さういふことを大臣は耳にせられたか、あるいはさういふうわさが出るにつては、何か多少誤解なら誤解があつて、さういふうわさが出たのじやないかと思われるところがあるのか、全然荒唐無稽のうわさであるのか、あるいは火のなにとこに煙は立たざるような程度のものであるか、それをお聞きいたします。

○犬養國務大臣 お答え申し上げます。私もさういふうわさを聞きましたものでございしますが、私の知つてゐる範圍の原因としては、この病中記者クラブの諸君が見舞に來てくれまして、そのときに意外にやつて痛がつておつた。あれじや職に耐えられないのじやないかと見た記者諸君が申されたのではなさそうですが、それを又聞きされた人たちが、さういふ想像をされて、さういふ筋からうわさが立つたといふふうについてお尋ねします。そのほかの原因については、私疑ておつたものでありますから、存じておらない次第であります。

○猪俣委員 そういたしますと、それ

は事實でない、大臣は今日も辭職するやうな意思はないのであります。あるいはさういふ意思をお持ちでありますか。

○犬養國務大臣 御承知のように不敏のものでございしますが、全力をあげて職を尽したいと考えております。従つて辭職の意思はございません。

○猪俣委員 どうもはなはだ失礼な質問をいたしましたけれども、やはり法務大臣といふものは現在非常に重要な地位にありますので、さういふうわさが出ることもだけでも相當な影響力をお持ちますので、公の席上であなたの弁明をお聞きした次第であります。

第二點といひましては、これは実は質問の通告をしてありませんので、あるいは答弁について即座の御答弁が困難な点があるかも知れませんが、御答弁できましたらしていただきたい点があるものであります。それはどうも世上のうわさばかりお尋ねして恐縮ですけれども、自由党の池田勇人氏に對しましては、実はいろいろのうわさがあるものであります。保全経済会にも関係がある、あるいは造船所職にも関係がある、あるいはやみドルの事件にも関係がある、あるいは名古屋精糖の事件にも関係があるといふふうには伝えられておりまして、なお新聞に出ましたところによれば、少くともこれだけ顯著な事案として現れましたのは、第一には、日立造船から五百万円の金が出た、これが西郷吉之助の手にわたたり、しかもその指向するところは池田さんによつてくれといふことだつた。しかもこの事實は、日立造船の金子という東京支社長が、赤坂の田町で犬野という料理屋で、四元義隆なる者の立会い

のもで、西郷吉之助にさような趣旨で金を渡したということまで明らかになつておる。しかるにこの金が池田氏のところへ渡つたかどうかということについては、はなはだあいまいであり、新聞の伝へる池田氏の答弁と、西郷吉之助その他の人の言うこととに食い違ひもある。ここに相當の疑点があるのではありませんが、どうもこの点に對しては檢察庁の活動が鈍つておるやうにうさする者があるのみならず、どうも池田のところにも累が行かぬやうに相當の配慮が當局においてなされておるやに伝へる者もある。それは西郷吉之助に對しては取締り方がどうも私は普通じやないと思ふ。この人は、金を渡されたことさへはつきりしているならばある程度の刑事上の嫌疑がかけられてしかるべきものであるのに、何ゆゑにかまつた極秘裡に調べられ、また伝へるところによれば、池田氏も極秘に調べられたといふことである。そして西郷氏のいふことかなんとかに當る西郷隆秀という人がみな自分で使つてしまつたやになつてゐる。新聞の伝へるところによれば、池田氏のところを持つて来たけれども断つたといふやうになつてゐる。その点に對する事情はまことに不明瞭である。私は西郷吉之助氏に對する調べ方と他の人たちに對する調べ方とが違つてゐるやうな氣がいたしまして、多少の疑問が残るのであります。そこで法務大臣から、この点に對して私どもの疑惑を解きはごすやうな点がありましたならば御説明をいただきたい。何かどうも割切れなればそれまでであるけれども、もうすでに西郷吉之助の五百萬圓の金、そ

れから赤坂田町の大野というやうなところまでが明らかになつておる。四元義隆なる者が立ち会つたと稱しますが、この人間をどういふやうに調べたのか。すべてがその点については極秘裡に相なつておる。捜査の都合からか、あるいは累を池田氏に及ぼさぬやうに隠密裡にさような捜査がされたのであるか、私どもは多少の疑問があるのではありません。この点について御説明を願ひたい。

いま一点は、同じ池田氏に關するものであります。池田氏の親友である関東電氣という会社の事務の所という人が、二百萬圓の金を池田氏に渡すべく預かつた点まではつきりしてゐるやうであります。これもその關係者の答弁が非常にちぐはぐであつて、疑問が多々ある。池田氏の秘書が百萬圓使つたと稱したり、あるいは全部所のところへそれがしまわれてしまつたやに伝えられてゐる。これも池田氏に渡つたのか、渡らぬのか、この間の取調べがどうもはつきりいたしておりません。かような点がありますので、巷間においては、あれは自由黨の吉田總理の側近に對してはなるべく手をつけないうやうな方針でやつてゐるので、それが手がつきそうになれば何とかさうならぬやうにいろ／＼檢察庁自身が考へておるのだといふやうな——これは檢察庁に對しますせんか、うわさがある。疑ひの身辺に關する問題につきましても池田氏自身行政監察委員會へ今日まで出ない。どうも相當の疑惑があると思ひますけれども、この点についてはさういふ要領を得ないやうな状態

で、多大の疑惑がとりまざつておりまゝです。これは事実そのものが明確を欠くならば、して犯人をつくる必要はないことでもありますけれども、池田氏に關する問題につきましても、檢察庁それ自体の活動について相當の疑惑があるやに私は思ふのであります。こゝういふいきさつにつきましても、法務大臣はいかなる指示を檢察當局になされておるのであるか、またいかなる報告を受けられておるか、それをお尋ねいたします。

○犬養國務大臣 お答えを申し上げます。池田勇人氏に關する具體的の御報告は、檢察庁より聴取しまして私に報告してあります。當人の刑事局長がこれに對しますこととありますから、刑事局長より御報告いたさせますが、私の承知しておる範圍におきまして、池田勇人氏であるからかかげんするといふやうな空氣は少しも見ておりません。これは他日御了解を得られると思ふのでございますが、私はさうに確信をいたし、今でもそれを信じて疑わぬ氣持をかえすにしております。また猪俣委員その他御糾弾正の問題に御熱心な方がたび／＼檢察庁を訪問しておられるやうでございますが、もし不当な圧迫があれば、あゝいふ正義觀念の強い役所は必ずそれに對する反駁の空氣も出るものでございまして、これは御経験の深くかつ鋭敏な感覺を持つておる皆さんは看取せられるであらうと思ひます。私が直接刑事局長から聴取いたしました点についても、今の御質疑のやうな空氣は全然看取できないことではあります。詳細につきましても、あるいは捜査中で十分申し上げられないかもしれませんが、刑事局長より答弁とい

いますか、報告といひますか、させたといひ存じます。

○井本政府委員 お答えいたします。西郷吉之助氏の關係につきましても、西郷隆秀氏を三月三日に逮捕いたしました。それから所氏の關係は二月二十三日に逮捕いたしました。三月十四日まで取調を續けて参つたのでございまして、いずれもある程度金の授受があつたといふ点で取調を續けたのでございまして、御承知の通り刑事事件はいろ／＼取調でも困難でありまして、与えられた二日間の勾留期間で取調が遂に完了しなかつたので、一応身柄の釈放をしたのでございまして、これも、なお引續きこの關係につきましても、取調を續けております。ただいま大臣からも言明されました通り、檢察庁といひましては、いやしくも犯罪嫌疑がありまします以上、いかうな關係の方でございまいやうとも、不偏不黨公正公平な態度でやつておりますので、その点については、たとひ御質問のやうにある黨派の幹部に關係があるとかいふやうなことも、捜査を打切るといふことは絶対ございせん。ただいふ／＼の事情で調べの結論が出ませんので、ただいま御報告申し上げましたやうに身柄を釈放してあります。が、引續き捜査を續けておりますので、いさ／＼御猶予をいただきますと必ずある程度の結論が出ることを確信いたしております。こまかい内容につきましてもは捜査の途中でもございまして、いろ／＼關係者の社会的な名譽にも關係がありますので、捜査の便宜の点も御考慮くださいます。いま少しく御報告の時期を遅らせるやうにしたいと思ひますが、さういふことは、

○猪俣委員 その点については捜査の妨害にならぬやうに氣をつけるために、あまり具體的なことはお尋ねしないことにいたします。

ただちよつと御調査いたして御報告をいたしたことは、二月二十八日か三月の一日に、東京地檢の次席檢事の田中氏が、当夜自宅へお歸りになつた。しかもそのお出かけになる際には、檢察庁から自動車にお乗りにならぬで、内幸町までお歩きになつて自動車にお乗りになつた。その日池田勇人氏も御歸宅になつた。さうな事實があるといふ報告を私は受けておるのであります。もちろん檢察活動の公正公平な方であるから、いろ／＼と要務多端のためにさうな、他に宿泊されるやうなことも起るやうかと存じますけれども、どうも池田氏のことにつきましましていろ／＼のうわさのあります。この次席檢事と池田氏が同じくその夜の御歸宅になつたといふことは、その間に何か關係があるかどうか。第一さういふ事實があつたのであらうかどうか。田中次席は家をお明けになるやうなことはめつたにない方ださうであります。その日は御歸宅になつたといふ報告があつた。池田氏は翌日のあかつきになつてお歸りになつたといふ報告があるのであります。私は自分が目撃したのじやないのではありません。その真否のところはわかりません。但しそれが荒唐無稽なことでないことは、そこへ張り込んでおつた人からの報告であります。がゆゑに、事實だと思ひます。ただそれかどういふ關係に立つのか私にはわかりませんが、田中次席檢事が何事か

を吉田総理大臣に復命したとか、池田氏と連絡しておるとかいううわさが実はある際でありますので、二十八日か一日の田中検事の行動について——もしやうなことが全然なかつたならばよろしいのでありますが、あつたとするならばどういふ理由によるのであるか、世の疑惑を解くように御釈明いただければけっこうだと思つております。

これは今ただちに答弁を要求するものではありませんから、御調査の上で知らせていただければけっこうだと思つたのです。ただいま御答弁いただけません。

○井本政府委員 具体的な日時の御指摘がありまして、調べて御報告申し上げます。

概括的に申しますと、田中次席は検察官の中でも特に謹厳な方でありまして、世に言われておるような疑惑を受けることは、私どもとしては全然考えられない人でもあります。詳しいことは日時の御指摘がありましたので、さつそく調べまして御報告申し上げます。

○猪俣委員 それではここに大臣も刑事局長もおいでになりますので申し上げますが、かような質問をいたしましたけれども、私も検察庁の活動に対して疑念を持つておるわけでは毛頭ございせん。非常に固い決意を持つて、この困難な捜査をなさつておることは十二分に承知しております。ただ私どもはかえつてそういう疑惑を打消したための質問でありますので、さういふ趣旨に御理解いただきたいと思つております。

今法務大臣のおつしやつたように、たゞ／＼検事総長にお目にかかつてその決意のほどを聞いておりますし、ま

たい／＼／＼な人たちの話を総合いたしましたも、相当の決意を持つて日夜精勵されておるといふことは私も十分承知いたしておりますが、少しも世の疑惑のないように、相ともに協力して、検察庁をして政界の肅正を遂げさせたいという老練心からの質問でありますので、その旨御承願したいと思います。

第三点は、小さな問題でございますが、今検察官、検察事務官及び裁判所の書記官たちの給料の改正、号俸調整と申すことが行われておるのではありませんか。そして六級の一号という書記官が四号調整されて六級の五号という俸給になるのではありませんか。これは非常に薄給な彼らのために喜ぶべきことだと存するのではありませんか。ところがこの号俸調整をやるに際しまして、ここに妙な条件が附加されておるということをお私どもは訴えられておるのであります。この事実の有無、もしありとすればならばどういふ理由であるかを承りたいと思つております。これは裁判所にも検察庁にもあります。法務大臣でありますから検察庁の関係についてお尋ねいたします。その三つの条件と申しますのは、一つは超過勤務手当を中止するというものであります。いま一つは、一週五十二時間勤務を遵守せよということであり、三番目は職員組合を解散せよ、あるいは職員組合に入つておる者はこれから脱退せよ、これを履行しなければ号俸調整はやらぬというもので、検察庁の職員組合はすでに解散したと聞いております。そこではかのことばはしておきまして、この検察庁の職員組合を、号俸調整をやることを理由に解散させたやう

な事実があるのかないのか、この点についてお尋ねいたします。

○犬養國務大臣 お答え申し上げます。検察事務官はその職務の性質上、御承知の通り公安職として一般の職員とは違つた特別な性質を持つておりますので、数年前からこれに關して待遇改善をしてくれたいという熱望が非常に熾烈でありました。私就任後間もなく検察事務官の代表に会いまして、実は非常に関心を動かされたもので、爾來何か用があつたら遠慮なく私の部屋に入つて来るように言つておりました。その待遇についてはまことに御気の毒だと思ひまして、実は自分自身もしばしば人事院に出かけたわけでございます。今御指摘のように本年三月一日から一部のほんとうの事務的なもの、つまりいわゆる検察事務官でない普通の事務的な仕事を任じておる、肩書は検察事務官となつておる人々を除いて、いわゆる四号調整が実現いたしました。実に互いに喜び合つた次第でございます。それについて今御指摘のやうな条件は全然ないのでございます。

まず第一に超過勤務のことを申し上げたいと思ひます。今申し上げましたやうに、人事院と大蔵省が直接事務官の特殊性を認めてくれませんでしたのは、警察官等に準ずる公安職であるということを認めた結果でございますので、勤務時間を八時間延ばして一週五十二時間にすると公にせよというものは、いふ／＼相談しましてやむを得ないのではないかと申しますのは、事実上今そのくらいやつておりますので、これはやむを得ないのではないかと、それよりも検察事務官自身も号俸調整の行われることを熱望いたしましたので、

これはやむを得ないと考えた次第でございます。

超過勤務手当も全廃したのではないのであります。五十二時間以上勤めますればやはり超過勤務とみなすといふことにいたしました次第でございます。これも事前に検察事務官の代表者によつて了解を求めた次第でございます。

最後の相当重要な点、すなわち組合をやめたら月給を上げてやるというやうなことは全然ないのであります。私はさういふことはあるいは御了解願ひすると思ひますが、あゝいう薄給の、いわゆる下積みになつて縁の下の方持ちになつておる人たちの号俸を上げる条件として、法務大臣がさういふことを言うことは実に忍びないことでありまして、私はさういふ気分にも、ましてはそれが言つてもなれません。ところが事実として、三月十三日組合をその人たちは解散したのであります。私が知りませんでしたのは、あまり近來の朝報でありますので——ちやうど全国から検察事務官の代表が上京しておりましたので、異例であるやうですが本省では祝賀をやつたのです。検事総長以下そろつてもらひまして乾杯をいたしましたときに、代表者があとでちやうとあひさつがあるといつて祝賀を上げたのは、つまり警察官などと同等の公安職としての待遇を認めようというために主として組合を結成したので、主要目的が達したから自発的にやめるといふことを紙に書いて朗読したもので、私はさういふ心持が御気の毒にあられたので、すぐ全部列席しておられる人の前で、組合がなくなつたからもううるさいものがなくなつたといふ態度はよくはとりたくない、だから

今まで組合を結成していたと同様に何でも要求を言ひに来て下さい、こういうあいさつをいたした次第でございます。従つてこれは引きかえ条件になつておりませんし、また引きかえ条件にするべきものでもない、それは不当なことだと存じておりますから、どうぞ御了解を願ひたいと思ひます。

○猪俣委員 私は大臣の心持はよくわかる。おそろく犬養大臣はさういふ心持であらうと存じます。さうして犬養大臣の耳にまでは到達しないやうにやられたと思つておるのですが、これはおそろくさつと下の事務官連中の直近の監督者が極密裏に勧誘したのじやないかと思ひます。しかし大臣はこれは御存じないかも知れませんが、どうも私の調査いたしました範圍におきましては組合なんかやめてしまへ、さうしないといふ号俸調整はむづかしいといふ説明をされたらしいのであります。

〔委員長退席、議長代理着席〕

しかしこれは大臣の御方針から出たのではないと思ひますので、これ以上大臣を責めましてもいたし方ないと思ひますが、たゞもし大臣が今おつしやたやうに、こんな薄給の下積みの連中に多少の給料を出してやることをもつて彼らの憲法に許された團結権を蹂躪するやうな考え方というものは毛頭ない、また私はしかあるべきものだと思ひますのであります。どうぞさういふ疑いがあるもので、大臣として調査していただきたい。これは一職員組合の問題でありまして、これが裁判所の職員組合に移つて参りました、検察事務官はちやんとそれを承知してやつたじやないか、お前

る。ですからこれは重大なる問題である。で私は思う。せつかく軌道に乗りました日本の民主主義を逆転せしめ、また昔の東条内閣時代のような一若万民

というものは相當その權威を疑われま
う。これは日本の民主政治のために
第一に民衆の啓蒙、訓練、これは

船政當のやり方とかすべて今後再び議會政治が國民の信頼を得るだけの建設的努力を他面しなければならぬということとは、心に深く銘記しておるつもりでございます。その意味から一つの

は非常に適用の範圍が廣がつてしまふので、あつせん収賄を罰すべしという議を取上げるにしても、何かそこで中斷を得た締めくくりのわくというものがあつたのだというのが、目下

體に入らずして手續がないという理由で却下に相なつた。こういう靈法という基本法をどこまでも持ち續けて行く——もちろん正式な手續で改正せられればそれは合法的でありますが、靈

有効期間は裁判所で社会通念に基いて判断すべきものだといふふうに御解釈になつてゐるかどうか。その点を一ぺん伺つておきたいと思ひます。

○井本政府委員 臨時措置法とあるいは当分の間とかいふような立法はありますが、とにかく立法の趣旨が臨時とかあるいは当分の間なのだというところだけでございまして、一年が当分の間であるとか二年が当分の間であるとかそういうような期間は、この文字から出て参らぬと思ひます。従つて国会で廃止にならなければ臨時立法でも「当分の間」でもそのまま続くということになると私は考えます。ただそれではなぜ「臨時」とか「当分の間」といふようなことをつけて、ほかの法律との区別はどうなるのかというお尋ねになります。と、当時の法律の趣旨が「当分の間」の法律であるという意味において、確かにある程度は違ひますけれども、効果の上においてはほとんど違ひないといふふうに私は考えております。

○木下委員 それは、法文の表題に臨時措置法というように「臨時」という文字がついておるからという問題と、それからこの施行規則とか附則の中に当分の間効力を持つという趣旨とにおいては、これは法律的に十分違ひなければならぬし、最終的には最高裁判所で判断すべきことと思ひます。けれども、どうもあの修正案というものは三派が妥協することに氣をとられておつて、立法技術の面で、そういう点についての検討が足りないであらうものができたのじやないかといふふうに私ちよつと感じておるわけでありまして、さような点については、今のお話の通りに附則で当分の間これ／＼といふもの

のがあるのを、臨時措置法なり臨時何何といふような法律の題目にある「臨時」といふものと同じように解釈することは——これは議論になりますが、私としては、それは今の刑事局長のお話が全然間違つておると考えております。いずれこれにはあの法律がもし参議院を通つて具体的問題をさばくときになりますと、必ずやこれは最高裁判所の判断を仰いで「当分の間」というものが今刑事局長のお話のような筋の意味を持つか、それとも「当分の間」といふものが社会通念上当分の期間が過ぎて、自動的に失効するものかというところが問題になると思ひます。そういう点については今の御見解に私は承服することができないといふことを申し上げておきます。

○猪俣委員 関連して。そうするとこの「当分の間」といふのは、政府でお出しになつたのじやないからどうも政府に質問をしても政府も当惑なさると思ひますが、法律としてもし制定いたしましたならば、やはり行政解釈の第一陣は法務省であります。ゆゑに、今の「当分の間」といふ文句のついておる法律は、あなたはそういう文句のつかない法律と大して違ひないという御解釈ですが、それも一つの見解かと存じます。そのつけた連中は、今日教組がどうも偏向教育をやるような態勢にある間は、あれは存置してよろしい、そういうことが直つたならば廃してもいい、こういう含みであつた法律全体が日教組に対する一つの脅迫なんであるが、それはそれといたしまして、そうすると、いわゆる法學上唱えられております臨時法の問題は起らぬという御見解ですか。

○井本政府委員 私は「当分の間」と書いてありましても、国会で廃止にならなければ続く法律でありますから、いわゆる臨時法の問題は起きない、こう考えます。

○鍛冶委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会の開会日時は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時七分散会

〔参照〕

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月七日印刷

昭和二十九年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局